

「カフェンストロール」、「チオファネートメチル（カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル）」、「ベノミル（カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル）」及び「ホセチル」の食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づく食品健康影響評価について

令和 8 年 8 月 25 日
農林水産省消費・安全局農産安全管理課

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の登録を受けている農薬については、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき再評価を受けることとされており、再評価においては、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき最新の科学的知見に照らして農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うこととされている。

今般、下記の有効成分を含む農薬の再評価を行うに当たって、最新の科学的知見に照らして食品の安全性を確保する必要があるため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を要請するものである。

食品健康影響評価を要請する農薬の概要は、別添のとおりである。

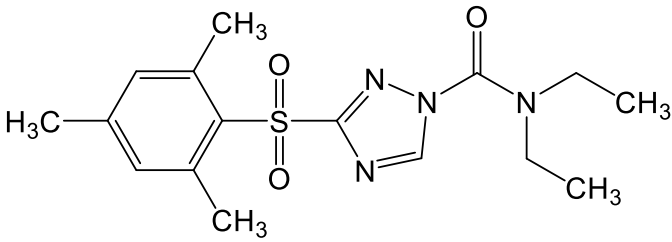
1. カフェンストロール
2. チオファネートメチル（カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル）
3. ベノミル（カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル）
4. ホセチル

カフェンストロール

1. 今回の評価要請の経緯

令和6年8月30日～9月25日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	カフェンストロール (cafenstrole)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	トリアゾール系除草剤である。タンパク質や脂肪酸の生合成を阻害し、細胞分裂、細胞縦伸長、葉原基の生長を阻害することにより効果を示すと考えられている。 (HRAC分類：15)	
日本における登録状況	初回登録年	1996年
	登録農薬数	47
	適用作物	水稲
	使用方法	湛水散布、水口施用、無人航空機による散布等
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	平成15年 7月 1日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成19年 8月 6日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成20年 2月21日 食品健康影響評価結果を通知 ADI = 0.003 mg/kg体重/日	

HRAC：除草剤抵抗性対策委員会

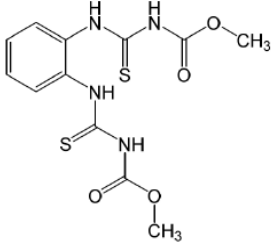
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

チオファネートメチル（カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル）

1. 今回の評価要請の経緯

令和6年12月16日～12月25日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	チオファネートメチル（Thiophanate-Methyl）	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機作	ベンゾイミダゾール系の殺菌剤であり、チューブリンに結合し、有糸分裂を阻害することによって殺菌作用を示すと考えられている。（FRAC分類：1）	
日本における登録状況	初回登録年	1971年
	登録農薬数	35
	適用作物	果樹、野菜等
	使用方法	散布、灌注、塗布等
国際機関、海外の状況	JMPR	ADI = 0.09 mg/kg体重/日（2023） ARfD = 1 mg/kg体重（2023）
	国際基準	アーモンド
	諸外国	米国：りんご、バナナ等（チオファネートメチル） カナダ：りんご、もも等（カルベンダジム及びチオファネートメチル） EU：グレープフルーツ、レモン等（チオファネートメチル）、りんご、もも等（カルベンダジム及びベノミル） 豪州：マカダミアナッツ、乳等（カルベンダジム） ニュージーランド：レタス、トマト等（カルベンダジム）
食品安全委員会での評価等	令和5年11月21日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 令和5年11月21日 農林水産大臣が食品健康影響評価を依頼 令和7年7月10日 食品健康影響評価結果を通知 チオファネートメチル ADI = 0.08 mg/kg体重/日 ARfD = 0.25 mg/kg体重	

	カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミルの グループADI、グループARfD ADI = 0.025 mg/kg体重/日 ARfD = 0.14 mg/kg体重（一般の集団） ARfD = 0.1 mg/kg体重（妊婦または妊娠している 可能性のある女性）
--	--

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

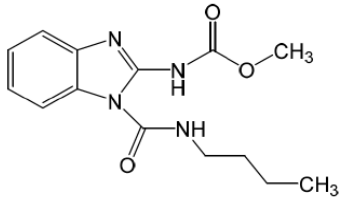
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ベノミル（カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミル）

1. 今回の評価要請の経緯

令和6年12月3日～12月20日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	ベノミル（Benomyl）	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機作	ベンゾイミダゾール系の殺菌剤であり、チューブリンに結合し、有糸分裂を阻害することによって殺菌作用を示すと考えられている。 （FRAC分類：1）	
日本における登録状況	初回登録年	1971年
	登録農薬数	12
	適用作物	稲、果樹、野菜等
	使用方法	種子粉衣、灌注、散布等
国際機関、海外の状況	JMPR	ADI = 0.1 mg/kg体重/日（1995） ARfD（未設定）
	国際基準	基準なし
	諸外国	カナダ：りんご、もも等（カルベンダジム及びチオファネートメチル） EU：りんご、もも等（カルベンダジム及びベノミル） 豪州：マカダミアナッツ、乳等（カルベンダジム） ニュージーランド：レタス、トマト等（カルベンダジム） 米国：基準なし
食品安全委員会での評価等	令和 5年11月21日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 令和 5年11月21日 農林水産大臣が食品健康影響評価を依頼 令和 7年 7月10日 食品健康影響評価結果を通知 ベノミル ADI = 0.029 mg/kg体重/日 ARfD = 0.28 mg/kg体重 カルベンダジム、チオファネートメチル及びベノミルのグループADI、グループARfD ADI = 0.025 mg/kg体重/日	

	ARfD = 0.14 mg/kg体重（一般の集団） ARfD = 0.1 mg/kg体重（妊婦または妊娠している可能性のある女性）
--	--

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ホセチル

1. 今回の評価要請の経緯

令和5年12月18日～12月21日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	ホセチル (fosetyl)	
構造式	$\left[\text{CH}_3\text{CH}_2\text{O}-\overset{\text{O}}{\underset{\text{H}}{\text{P}}}-\text{O}^- \right]_3 \text{Al}^{3+}$	
用途	殺菌剤	
作用機作	有機リン系の殺菌剤である。胞子の発芽抑制による病原菌の植物体への侵入を阻害すること及び植物体への生理作用の介在による抵抗性強化により殺菌効果を示すと考えられている。 (FRAC分類：P07)	
日本における登録状況	初回登録年	1983年
	登録農薬数	5
	適用作物	りんご、かんきつ、なし、きゅうり、にんじん等
	使用方法	散布、株元灌注、土壌灌注、苗浸漬
国際機関、海外の状況	JMPR	ADI = 1 mg/kg体重/日 (2017) ARfD = 設定の必要なし (2017)
	国際基準	コーヒー豆、キウィー等
	諸外国	米国：たまねぎ、トマト等 カナダ：キャベツ、レモン等 EU：マンダリン、ホップ等（代謝物に係る基準値が設定されている。） 豪州：バナナ、パイナップル等（代謝物に係る基準値が設定されている。） ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成22年11月10日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成28年 1月26日 食品健康影響評価結果を通知 【2】 平成29年 5月24日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成29年 5月30日 食品健康影響評価結果を通知 ADI = 0.88 mg/kg体重/日 ARfD = 設定の必要なし	

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議